

選告示第94号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

令和3年12月27日

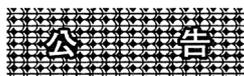
長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

別表第1の不在者投票のできる介護老人保健施設中「長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院老人保健施設 こまくさ」を「長野県厚生農業協同組合連合会 浅間南麓こもろ医療センター老人保健施設 こまくさ」に、

「老人保健施設 あずみの里 安曇野市豊科高家5285-11 を
介護老人保健施設 有明苑 安曇野市穂高有明7261-3 」

「老人保健施設 あずみの里 安曇野市豊科高家5285-11 」に改める。

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年12月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半スーパーセンター上田店
上田市大字神畑字部屋田366番75外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
綿半ホールディングス株式会社
代表取締役社長 野原 勇
飯田市北方1023-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社綿半ホームエイド
代表取締役社長 牧島 禎彦
長野市南長池205番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年8月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,645平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 318台
 - (2) 駐輪場の収容台数 61台
 - (3) 荷さばき施設の面積 100平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 45立方メートル
 (注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------|------|------|
| 株式会社綿半ホームエイド | 24時間 | |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| |
|-------|
| 時 間 帯 |
| 24時間 |

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 5か所 出口 5か所 合計 10か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| | |
|---|------------|
| | 時 間 帯 |
| 1 | 午前5時から午後9時 |

8 届出年月日

令和3年12月15日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和3年12月27日から令和4年4月27日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます

令和3年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム高森店

下伊那郡高森町山吹4078番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|----------|-------|--------------------|
| 株式会社カインズ | 土屋 裕雅 | 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|----------|-------|--------------------|
| 株式会社カインズ | 高家 正行 | 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号 |

4 変更した年月日

令和元年3月1日

5 届出年月日

令和3年11月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年12月27日から令和4年3月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム高森店

下伊那郡高森町山吹4078番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

| | 位置 | 収容台数 |
|----|----------|------|
| 1 | 1階平面駐車場① | 168台 |
| 2 | 1階平面駐車場② | 14台 |
| 3 | 1階平面駐車場③ | 11台 |
| 合計 | | 193台 |

(変更後)

| | 位置 | 収容台数 |
|---|----------|------|
| 1 | 1階平面駐車場① | 116台 |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

| | 位置 | 収容台数 |
|---|---------|------|
| 1 | 1階平面駐輪場 | 10台 |

(変更後)

| | 位置 | 収容台数 |
|---|---------|------|
| 1 | 1階平面駐輪場 | 10台 |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| | 変更前 | 変更後 |
|---|--------|--------|
| 1 | 161.0㎡ | 350.8㎡ |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| | 小売事業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|---|----------|-------|------|
| 1 | 株式会社カインズ | 午前10時 | 午後8時 |

(変更後)

| | 小売事業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|---|----------|---------|------|
| 1 | 株式会社カインズ | 午前9時30分 | 午後8時 |

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| 入口 | 6 | 3 |
| 出口 | 6 | 3 |
| 合計 | 12 | 6 |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

令和4年6月末日

5 届出年月日

令和3年11月30日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年12月27日から令和4年4月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和3年12月27日

長野県知事 阿部 守一

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|----------------|----------|----------|------------|
| 南佐久郡川上村 | 令和元年から令和2年まで | 地籍簿及び地籍図 | 大字秋山の一部 | 令和3年12月22日 |
| 木曾郡木曾町 | 平成24年から平成25年まで | 地籍簿及び地籍図 | 日義の一部 | 令和3年12月22日 |
| 木曾郡木曾町 | 平成26年から平成27年まで | 地籍簿及び地籍図 | 福島の一部 | 令和3年12月22日 |

| | | | | |
|---------|--------------------|----------|---------|------------|
| 木曽郡木曽町 | 平成27年から 平成28年まで | 地籍簿及び地籍図 | 福島の一部 | 令和3年12月22日 |
| 長野市 | 令和元年から 令和2年まで | 地籍簿及び地籍図 | 戸隠豊岡の一部 | 令和3年12月22日 |
| 長野市 | 令和元年から 令和2年まで | 地籍簿及び地籍図 | 大岡乙の一部 | 令和3年12月22日 |
| 千曲市 | 平成30年から 令和2年まで | 地籍簿及び地籍図 | 大字磯部の一部 | 令和3年12月22日 |
| 上水内郡信濃町 | 平成30年から 令和元年まで | 地籍簿及び地籍図 | 大字富濃の一部 | 令和3年12月22日 |

農地整備課

公告

安曇野市における県営烏川地区烏川換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和3年12月27日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類
県営烏川地区烏川換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 縦覧の期間
令和3年12月28日から令和4年1月31日まで
- 縦覧の場所
安曇野市役所（農林部 耕地林務課 16番窓口）

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年12月27日

長野県知事 阿部 守一

- 許可番号
令和3年6月2日 長野県指令2都第34-2号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字上立子原302-2、302-22、302-23、302-24、302-28、302-30、下季久保1328-2、1328-4、1328-8、1328-9、1328-10、1328-11、1328-23、1328-24、1328-25、1328-26、1328-27、1328-28、1328-29、1328-30、一ノ沢1330-2、1330-19、1371-2、1371-5、下立子原1331-8、長尾1372-2、1372-646、1372-647、1372-1088、1372-1089、1372-1090、1372-1091、1372-1092、1372-1093、1372-1094、1372-1095、1372-1096、1372-1097、1372-1098、1372-1099、1372-1100、1372-1101、1372-1102、1372-1103
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市北区中崎西2-4-12
ダイキン工業株式会社 代表取締役社長 十河 政 則

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和3年12月27日

長野県教育委員会教育長 原 山 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 県立特別支援学校教育用電子黒板及び周辺機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 (1) 名 称 長野県教育委員会事務局特別支援教育課
 (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
 令和3年10月22日
- 4 落札者の名称及び所在地
 (1) 名 称 富士電機ITソリューション株式会社 松本支店
 (2) 所在地 松本市大字笹賀7941
- 5 落札金額
 98,230,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
 令和3年9月9日

特別支援教育課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和3年12月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

| 講習会の種別 | 受 講 対 象 者 |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初心者講習 | 長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。） |

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

| 開 催 日 | 時 間 | 講習会場 | 場 所 | 定 員 |
|------------------|---------------------------|------|-------------------------------------------------------------------|-----|
| 令和4年 2月20日（日） | 午前10時 から 午後6時 まで | 長野会場 | 長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】 | 40名 |

3 講習科目、時間数及び審査方法

| 講 習 科 目 | 時間数 | 考 査 方 法 |
|--------------------|-----|-------------------------------|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 | 3時間 | 講習終了後、正誤式による審査を行います。（所要時間60分） |
| 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 2時間 | |

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県

条例第5号)第1条第1項に規定する休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,900円は、長野県収入証紙(申込書に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和3年12月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

| 講習会の種別 | 受講対象者 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経験者講習 | 長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。)又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの |

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

| 開催日 | 時間 | 講習会場 | 場所 | 定員 |
|-----------------|--------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 令和4年 2月9日(水) | 午後1時 から 午後4時 まで | 上田会場 | 上田市富士山2464番地226 信州上小森林組合上田市森林センター 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】 | 45名 |
| 2月16日(水) | 午後1時 から 午後4時 まで | 大町会場 | 大町市大町1601番地2 大町市文化会館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】 | 40名 |

3 講習科目及び時間数

| 講習科目 | 時間数 |
|--------------------|-----|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 | 2時間 |
| 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 1時間 |

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1項第1号に規定する休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年12月27日

地方独立行政法人長野県立病院機構理事長 久保 恵 嗣

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

地方独立行政法人長野県立病院機構 一般事務用パーソナルコンピュータ 506台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1台1月当たりの金額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程(以下「契約事務規程」という。)第4条第1項に定める当該入札に係る契約締結能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加できないとされた者でないこと。
- (3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。
- (5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (7) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

地方独立行政法人長野県立病院機構本部事務局経営管理課

電話 026(235)7152(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年2月8日(火) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 本館棟4階地方独立行政法人長野県立病院機構理事長室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和4年2月7日(月) 午後5時

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和4年1月25日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程(以下「会計規程」という。)第44条第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第8条第

1 項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

会計規程第45条第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第31条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

契約事務規程第11条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。これにより、落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

506 notebook personal computers for general office work at the Nagano Prefectural Hospital Organization

(2) Lease duration:

From July 1, 2022 to June 30, 2027

(3) Delivery locations:

As mentioned in the tender specifications and description

(4) Contact information:

Nagano Prefectural Hospital Organization

Head Office Secretariat, Business Management Division,

692-2 Aza Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano, 380-8570 Japan

Tel: +81-26-235-7152 (direct, Japanese only)

(5) Tender opening:

Date and time: Tuesday, February 8, 2022, 1:30 p.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Office, Main Building, 4th Floor,

Nagano Prefectural Hospital Organization, Chairman's Office

(6) Mail-in submission:

Deadline: Monday, February 7, 2022, 5:00 p.m. (JST)

Mailing address: Business Management Division, Head Office Secretariat,

Nagano Prefectural Hospital Organization

692-2 Aza Habashita, Minaminagano

Nagano City, Nagano, 380-8570 Japan

医療政策課